

住居確保給付金のご案内

広島市

○ 住居確保給付金とは

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃額相当の給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○ 支給額 ※広島市の場合の金額です。

生活保護の住宅扶助基準に基づく額を上限として、月ごとに家賃相当額を支給します。ただし、月収が基準額を超える場合は、収入額に応じて調整します。

【支給限度額】	単身世帯：3.8万円、2人世帯：4.6万円、3人～5人世帯：4.9万円
	6人世帯：5.3万円、7人以上世帯：5.9万円

○ 支給期間

原則として3か月間を限度とします。

ただし、受給中に所定の就職活動等の報告を行った方で、申請時に対象者の要件に該当している場合は、3か月間を3回まで延長することができます(当初、延長、再延長、再々延長の最長12か月間)。

※再々延長は、令和2年度中に新規申請し、受給を開始した方のみ可能

○ 支給方法

広島市から、貸主又は貸主から委託を受けた不動産業者等の口座へ直接振り込みます。

○ 対象者の要件(概要)

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

① イ) 離職等 又は ロ) やむを得ない休業等 (以下、「休業等」という)

により経済的に困窮し、住居を喪失している又は住居喪失のおそれがあること

② ①のイ) 離職等の場合 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること

①のロ) 休業等の場合 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること

(例えば)

(例1) フリーの通訳者をしているが、海外からのゲストを招いたイベントが自粛のため中止となった

(例2) アルバイトを2つ掛け持ちしているが、1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった 等

③ ①のイ) 離職等の場合 離職等の日において、主たる生計維持者であったこと(離職前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)

①のロ) 休業等の場合 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、下記の収入基準額(基準額に家賃額※を合算した額)以下であること

※家賃額が住宅扶助基準額を上回る場合は住宅扶助基準額を合算する。

世帯(例)	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準額	8.4万円	13万円	17.2万円	21.4万円	25.5万円	29.7万円	33.4万円
住宅扶助基準額	3.8万円	4.6万円	4.9万円	4.9万円	4.9万円	5.3万円	5.9万円
収入基準額	12.2万円	17.6万円	22.1万円	26.3万円	30.4万円	35万円	39.3万円

注) 申請日に属する月の収入の合計額が基準額から収入基準額の間の場合は、収入に応じて調整した金額が支給されます。

(裏面につづく)

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の預貯金等の合計額が下記の金額以下であること

申請区分	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
当初・延長・再延長	50.4万円	78万円	100万円
再々延長	25.2万円	39万円	50万円

- ⑥ ハローワークへ求職の申込をし、常用就職^{*}を目指した求職活動などを行うこと
 ①のロ)に該当する方のハローワークへの求職の申込については、再々延長期間中(10か月～12か月)のみ必要です。^{*}常用就職：期間の定めのない労働契約又は機関の定めが6月以上の労働契約
- ⑦ 国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)又は地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

○ 支給期間中に行っていただく求職活動

支給決定の日から1か月以内に以下の求職活動について、電話や所定様式を郵送するなどによりくらしサポートセンターへ報告いただき、以後毎月行っていただきます。

区 分	求職活動	
① イ) 離職等の場合	・月1回 [*] 以上、くらしサポートセンターへ求職活動状況の報告 ・月2回以上、ハローワークでの職業相談等の実施 ・週1回以上、企業等への応募・面談等の実施	
① ロ) 休業等の場合	当初・延長・再延長期間中(1か月～9か月)の活動	・月1回以上、くらしサポートセンターへ休業状況の報告
	再々延長期間中(10か月～12か月)の活動	・上記①イ)離職等の場合と同様の求職活動の実施

^{*} 現在、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、活動回数について緩和されていますが、今後、要件緩和が見直される可能性があります。(要件緩和前の活動回数：月4回)

○ 支給の中止

- ① 支給期間中に求職活動などの報告を怠る方については、支給を中止する場合があります。
- ② 受給中に常用就職又は、受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則としてその収入を得られた月から支給を中止します。

○ 相談、申請の受付

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電話による相談、郵送による申請受け付けを行っています。感染防止にご協力ください。まずは、下記へ電話でご相談ください。

住居確保給付金申請受付コールセンター

【業務内容】 電話により申請相談に応じ、申請書を郵送で受け付けます。

【専用ダイヤル】 ① 080-4552-2955
 ② 080-9793-2662

【受付時間】 月～金(祝日、8月6日及び年末年始(12月29日～1月3日を除く。))
 午前9時～午後4時

開設場所 広島市社会福祉協議会(広島市くらしサポートセンター)内
 〒732-0822 広島市南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま

○以下の広島市ホームページで様式等がダウンロードできます。

広島市 住居確保給付金 で検索

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/18732.html>

